公調委令和４年（セ）第８号　松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

裁　　　　　　　定

（当事者省略）

主　　　　　　　文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

被申請人は、申請人に対し、５８８万７３６４円を支払え。

２　被申請人

本件申請を棄却する。

第２　事案の概要

本件は、被申請人が経営する生コンクリート工場の近隣に居住する申請人が、被申請人は同工場でミキサー車、ホイールローダー及び油圧ショベルを稼働するなどして騒音を発生させており、その結果、少なくとも令和２年１０月から令和４年９月までの期間（以下「対象期間」という。）、在宅勤務に支障が生じるなど生活環境が妨害され、精神的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、慰謝料等合計５８８万７３６４円の支払を求める事案である。

１　前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

⑴ 当事者

ア　申請人は、平成８年に肩書地に所在する木造２階建ての戸建て住宅（以下「申請人宅」という。）を新築し、居住している。（乙４及び５、職２）

イ　被申請人は、昭和４２年に成立した建築資材の販売等を行う株式会社であり、肩書地及びその近隣の土地に生コンクリート工場（以下「被申請人工場」という。）を設置し、生コンクリートの製造販売並びに砂、砂利及び砕石の販売を行っている。（乙６、職１から３まで）

⑵ 申請人宅及び被申請人工場の位置関係

ア　申請人宅と被申請人工場の位置関係は、別紙１のとおりである。被申請人工場は、生コンプラント工場、資材置場及び第２工場の３つのエリアに分かれており、資材置場及び生コンプラント工場の南東側に国道●号線がある。申請人宅と資材置場の間には高架線路があり、a線が通過している。（職２）

イ　申請人宅敷地の用途地域は、第一種住居地域に指定されている。生コンプラント工場及び資材置場の敷地の用途地域は、国道●号線の道路端から２５ｍまでの範囲は準工業地域に指定され、それ以外の範囲（申請人宅に最も近い地点を含む。）は、第一種住居地域に指定されている。（職１から３まで）

⑶ 申請人宅の概要

申請人宅２階の間取りは、別紙２のとおりである。（職２及び３）

⑷ 被申請人工場の概要

ア　生コンプラント工場の状況は別紙３のとおりであり、コンクリートプラント、砂及び砕石の保管場所並びにミキサー車の洗車場が設置されている。（職２）

資材置場の状況は別紙３のとおりであり、販売用の砂及び砂利の保管場所、ミキサー車の洗車場が設置され、西側（申請人宅側）に防音壁１及び２が設置されている。防音壁１は、コンクリートの基礎部分の上部にポリカーボネート板が設置されたものであり、高さは約５ｍ、長さは約２３ｍである。防音壁２は、鋼板が設置されたものであり、高さは約２～３ｍ、

長さは約２０ｍである。申請人宅壁面と資材置場との距離は、最短で約１１．５ｍである。（職２及び３）

イ　被申請人工場では、コンクリートプラントのほか、ミキサー車、ホイールローダー及び油圧ショベルが稼働している。（職２）

⑸ 騒音に関する規制基準等

ア　騒音規制法及び松戸市公害防止条例に基づく規制基準

（ア）　被申請人工場のうち、生コンプラント工場は、騒音規制法施行令別表第１の２に定める空気圧縮機及び同５のイに定めるコンクリートプラントを有する工場として、騒音規制法２条２項の特定施設を設置する工場（特定工場等）に該当する。

また、資材置場は、松戸市公害防止条例施行規則別表第２の２の３に定めるブルドーザー、トラクターショベル等の整地機械又は掘削機械を使用する作業を行う工場として、松戸市公害防止条例２条７号の特定作業を行う工場（特定事業場）に該当する。

（イ）　生コンプラント工場及び資材置場が所在する第一種住居地域における騒音規制法及び松戸市公害防止条例の定める騒音の規制基準（特定工場等又は特定事業場の敷地境界での値）は、次のとおりである。

朝（午前６時から午前８時まで）５０dB

昼（午前８時から午後７時まで）５５dB

夕（午後７時から午後１０時まで）５０dB

夜（午後１０時から翌日の午前６時まで）４５dB

（ウ）　特定工場等又は特定事業場の騒音につき上記（イ）の規制基準に適合しているか否かを測定する場合、騒音レベルの決定方法は、次のとおりである。

ａ　騒音計の指示値が変動せず又は変動が少ない場合は、その指示値

ｂ　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値

がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

c　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の９０パーセントレンジの上端の数値（Ｌ５）

d　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の９０パーセントレンジの上端の数値

イ　環境基本法に基づく環境基準

申請人宅、生コンプラント工場及び資材置場の所在する第一種住居地域は、環境基本法１６条１項に基づく環境基準（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）における地域類型では、「Ｂ」に該当しており、環境基準の値（等価騒音レベルの値）は、次のとおりである。

昼間（午前６時から午後１０時まで）５５dB以下

夜間（午後１０時から翌日の午前６時まで）４５dB以下

ウ　屋内指針

中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について（答申）」（平成１０年５月２２日）は、騒音評価手法として、等価騒音レベルによる方法が適当であるとした上で、生活の中心である屋内において睡眠影響及び会話影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針（以下「屋内指針」という。）を設定し、以下の指針値を示している。（公知の事実）

会話影響　昼間（午前６時から午後１０時まで）４５dB以下

睡眠影響　夜間（午後１０時から翌日午前６時まで）３５dB以下

⑹ 本件に係る事実経過

ア　従前、資材置場の西側（申請人宅側）は、防音壁１及び２のうち、防音壁１のコンクリートの基礎部分のみが設置されており、資材置場の洗車場は、

別紙３の「移動前の洗車場」の位置に設置されている状態であった。（職２及び３）

イ　申請人は、平成３０年３月、被申請人工場からの騒音対策として、申請人宅２階の和室並びに洋室１及び２の窓を二重窓に変更した。ただし、洋室１の窓１については、二重窓にすると窓を全開にできないことから、現在まで一重窓のままにしている。（職２、審問の全趣旨）

ウ　申請人は、令和２年３月から、申請人宅２階の洋室１で在宅勤務をするようになり、改めて被申請人工場の騒音が気になったことから、同年１０月、被申請人にミキサー車、油圧ショベル及びホイールローダーの稼働音について改善を求めるとともに、同年１１月、松戸市に相談した。（甲５、職２、審問の全趣旨）

エ　被申請人は、令和３年２月、騒音対策として、防音壁１のコンクリートの基礎部分の上部に、新たに上記⑷アのとおりポリカーボネート板を設置した。また、遅くとも同年４月までに、生コンプラント工場及び資材置場で使用する油圧ショベル及びホイールローダーについて、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（建設省告示第１５３６号）に基づく低騒音型建設機械の指定を受けたものに切り替えた。（甲５、乙１１の１、乙１５の１及び２、乙１６の１及び２、職２、審問の全趣旨）

オ　松戸市は、令和３年５月１１日から同月１４日まで被申請人工場の騒音について、騒音測定を行った（以下「松戸市測定」という。）。（甲２）

カ　申請人は、令和３年６月、被申請人に対し、松戸市測定の結果、申請人宅の敷地境界の騒音レベル（Ｌ５）が６８dBであり、規制基準を超過しているとして、改善を求めた上、同年７月、千葉県公害審査会に対し、被申請人を相手方として、被申請人工場の騒音について改善を求める調停申請をした（千葉県令和３年（調）第２号事件）。（甲３、審問の全趣旨）

キ　被申請人は、令和４年５月、騒音対策として、防音壁２として新たに上

記⑷アのとおり鋼板を設置するとともに、資材置場の洗車場について、別紙３の「移動前の洗車場」の位置から同「洗車場」の位置に移設した。（乙１１の２、職２及び３）

ク　千葉県公害審査会調停委員会は、令和４年６月２日、上記カの調停につき、当事者間に合意が成立する見込みがないと認め、調停を打ち切る決定をした。（甲１０）

ケ　申請人は、令和４年１０月１８日、本件裁定申請を行った。（顕著な事実）

コ　申請人は、令和５年３月に退職し、現在は仕事をしていない。（職２）

サ　公害等調整委員会事務局（以下「事務局」という。）は、森長誠専門委員立会いの下、令和５年１２月１４日に申請人宅及び被申請人工場の状況確認を行い、令和６年７月３日に騒音測定（以下「事務局測定」という。）を行った。（職２及び３）

２　当事者の主張

（申請人）

⑴　被申請人は、生コンプラント工場及び資材置場から騒音を発生させている。対象期間において申請人が特に問題とする音は、次のとおりである。これらの騒音は、生コンプラント工場では午前６時頃から、資材置場では午前７時頃から発生しており、いずれも通常は午後６時頃まで、遅いときは午後７時頃まで発生している。

ア　資材置場におけるミキサー車の洗車（以下「作業１」という。）時のエンジン音、エンジンの空ぶかし音、中に入っているものを排出するために排出口の折りたたみ部を倒す音

イ　資材置場におけるホイールローダーの作業（以下「作業２」という。）時のエンジン音、地面をこすりながら保管場所やその近傍に落ちている砂利をすくい上げる音、ショベルを前後に振り中に残っているものを振り落

とす音

ウ　生コンプラント工場におけるホイールローダーの作業（以下「作業３」という。）時のイと同様の音

エ　生コンプラント工場におけるミキサー車の洗車(以下「作業４」という。)時のアと同様の音

オ　資材置場における油圧ショベルの作業（以下「作業５」という。）時の走行音、エンジン音、洗車場のコンクリートをこすりながら残置物をすくい上げる音

カ　資材置場において年１回の頻度で行うミキサー車内部の清掃（以下「作業６」という。）時のコンクリートを砕く音

⑵　上記の騒音レベルは、騒音規制法及び松戸市公害防止条例に基づく規制基準を超過し、９０dBを超える騒音も何度か発生している。申請人は、対象期間中に洋室１で在宅勤務をしていたが、上記の騒音によって、仕事に集中できず、リモート会議の声が聞き取りづらいといった支障が生じるとともに、日常生活においても会話、電話及びテレビの音が聞き取りづらく、不快になるといった生活妨害を受けた。

被申請人は、松戸市の指導や近隣住民の苦情等を無視し、現在まで被申請人工場を操業し続けており、騒音は一向に改善されていない。被申請人は、本件の審理手続において、被申請人の負担で申請人宅の窓を二重化する提案をしたと主張するが、申請人宅は既にほとんどの窓を二重窓にしており、それでも十分な遮音はできていない。関係省庁によって１時間に５～１０分程度の換気が推奨されており、窓を閉め切って生活するのは健康面からも相当でない。

以上によれば、生コンプラント工場及び資材置場からの騒音は、受忍限度を超えており、少なくとも対象期間について不法行為が成立する。

⑶　申請人は、被申請人の不法行為によって千葉県公害審査会への調停申請手

数料３８００円及び交通費３５６４円の合計７３６４円の損害を被るとともに、精神的苦痛も被っており、これを慰謝するための慰謝料は５８８万円が相当である。

（被申請人）

申請人の日常生活及び仕事への影響は、洋室１又は２の騒音レベルで評価すべきであり、二重窓の状態であれば基準を下回るから問題がない。そもそも、申請人は、被申請人工場の存在を承知の上で申請人宅を新築し居住してきた。被申請人は、申請人の苦情に応じて、これまでも低騒音型の重機の購入、防音壁の設置、洗車場の移設、従業員への指導などの騒音低減のための対策を行ってきた上、調停手続や本件手続においても、被申請人の負担で、申請人宅の窓を全て二重窓に変更することを提案してきた。被申請人工場からの騒音は受忍限度内であり、不法行為は成立しない。

第３　当裁定委員会の判断

１　認定事実

前提事実及び掲記の各証拠並びに審問の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

⑴ 被申請人工場の稼働状況

ミキサー車、ホイールローダー及び油圧ショベルの稼働状況は、次のとおりである。（甲２、職２及び３）

ア　ミキサー車

ミキサー車は、１日に約２０台稼働している。製造した生コンクリートを工事現場に運搬して戻ってくると、毎回、洗車（作業１）が行われる。洗車の工程は、残置物がある場合は第２工場で残置物を排出してから資材置場の洗車場に移動し、エンジンを稼働しながら、中に入っているものを排出するために排出口の折りたたみ部を動かし、内部を洗浄しながら排出し、排出口の折りたたみ部を戻すというものである。１台につき１日当たり平

均で３、４回行われ、時間は１回当たり約５分程度である。

また、１日の稼働が終了した段階で、生コンプラント工場の洗車場で洗車（作業４）が行われる。洗車の工程は、作業１と同様であるが、エンジンを空ぶかしすることがある。

そのほか、１台につき年１回の頻度でミキサー車内部の清掃（作業６）が行われる。作業内容は、ミキサー車内部の固まったコンクリートをエアハンマーで砕くというものである。この清掃の作業場所は、対象期間のうち、令和２年１０月から令和３年の初め頃までは別紙３の生コンプラント工場の「●」の位置であったが、その後は、生コンプラント工場の北側の土地に移動した。

イ　ホイールローダー

ホイールローダーは、資材置場に１台、生コンプラント工場に１台それぞれ配置されている。

資材置場では、砂利の保管場所付近で砂利の積込み等に使用されており、ショベルを前後に振り中に残っているものを振り落としたり、地面をこすりながら保管場所やその近傍に落ちている砂利をすくいあげたりする作業（作業２）が行われている。

生コンプラント工場の砂及び砕石の保管場所付近でも、同様の作業（作業３）が行われている。

ウ　油圧ショベル

油圧ショベルは、資材置場に１台配置され、砂利の保管場所での作業のほか、１日の稼働が終了した後の洗車場の清掃作業（作業５）に使用されている。作業の工程は、洗車場に溜まった残置物をすくい上げて脇にまとめた後、さらに隣のスペースに移動させるというものである。油圧ショベルは、生コンプラント工場でも稼働することがある。

エ　上記の作業に伴う騒音は、午前７時頃から午後６時頃まで発生している。

⑵ 松戸市測定

松戸市は、令和３年５月１１日午後０時から同月１４日午後０時まで、申請人宅側の敷地境界（別紙２の「地点Ｃ」）地点に騒音計を設置して、騒音測定を行った。（甲２）

測定結果からミキサー車、ホイールローダー及び油圧ショベルの稼働時に発生した騒音時間を１時間単位で抽出すると、騒音が記録された時間帯は、令和３年５月１１日午後０時から午後４時まで、同日午後５時から午後６時まで、同月１２日午前８時から午前９時まで、同日午前１０時から午後２時まで、同日午後３時から午後６時まで、同月１４日午前９時から午後０時までとなった。これらの１時間単位での騒音レベル（Ｌ５）は、最大値６９．８dB、最小値５８．４dB、平均値６８dBとなった。なお、暗騒音は除外されていない。（甲２、審問の全趣旨）

⑶ 事務局測定

ア　測定の概要

事務局は、令和６年７月３日午後１時３０分から午後２時３０分までの間、被申請人工場が稼働している状態（以下「通常操業時」という。）の測定を行い、同日午後３時から午後３時５５分までの間、作業１から５までを個別に再現した状態（以下「個別作業再現時」という。）の測定を行った。各測定の条件は次のとおりである。

（ア）　通常操業時の測定

測定地点は、申請人宅２階洋室１（別紙２の「地点Ａ」）、洋室２（別紙２の「地点Ｂ」）及び申請人宅の敷地境界（別紙２の「地点Ｃ」）であり、各部屋の窓の開閉状況は次のとおりである。

測定時間			窓の状況
13:30:00	～	13:52:00	A（洋室１）：窓１及び２　網戸 B（洋室２）：窓５及び６　網戸
13:52:01	～	14:10:00	A：窓１及び２　一重窓 B：窓５及び６　一重窓 （窓５のみ14:14:30まで一重窓）
14:10:01	～	14:30:00	A：窓１　一重窓 　窓２　二重窓 B：窓５及び６　二重窓 （窓５のみ14:14:30から二重窓）

（イ）　個別作業再現時の測定

測定地点は、申請人宅２階洋室１（別紙２の「地点Ａ」）、申請人宅側の敷地境界（別紙２の「地点Ｃ」）及び資材置場の敷地境界（別紙３の「地点Ｄ」）である。洋室１の窓の開閉状況は、窓１を一重窓、窓２を二重窓とした。

再現作業の作業時間、作業場所及び再現内容は、次のとおりである。

	作業時間	作業場所	再現内容
作業１	15:02:00 ~15:08:00	資材置場 洗車場	＜ミキサー車＞ 洗車時のエンジン音、中に入っているものを排出するために排出口の折りたたみ部を倒す音
作業２	15:12:45 ~15:15:05	資材置場 砂利置場	＜ホイールローダー＞ エンジン音、地面をこすりながら保管場所やその近傍に落ちている砂利をすくい上げる音、ショベルを前後に振り中に残っているものを振り落とす音
作業３－１	15:22:25 ~15:24:00	生コンプラント工場 砕石置場	＜ホイールローダー＞ エンジン音、地面をこすりながら保管場所やその近傍に落ちている砕石をすくい上げる音、ショベルを前後に振り中に残っているものを振り落とす音
作業３－２	15:32:30 ~15:33:40	生コンプラント工場 砕石置場	＜ホイールローダー＞ エンジン音、地面をこすりながら保管場所やその近傍に落ちている砕石をすくい上げる音、ショベルを前後に振り中に残っているものを振り落とす音
作業４	15:40:00 ~15:47:55	生コンプラント工場 洗車場	＜ミキサー車＞ 洗車時のエンジン音、空ぶかし音、中に入っているものを排出するために排出口の折りたたみ部を倒す音
作業５	15:50:25 ~15:54:00	資材置場 洗車場西側	<油圧ショベル> エンジン音、残土をすくい上げる音

作業５は、当日、洗車場に水が溜まっていたため、洗車場に溜まった残置物をすくい上げる部分の再現はできなかった。作業６は、令和６年４月及び５月に同年分の作業を終えていたため、再現できなかった。

イ　測定の結果

（ア）　通常操業時の測定

測定データに基づき、明らかな暗騒音を除外した上で、測定地点ごとの測定値の９０パーセントレンジの上端の数値（Ｌ５）及び等価騒音レベル（Ｌｅｑ）を算出した結果（単位はdB。以下同じ。）は次のとおりである。なお、洋室１（地点Ａ）について「二重窓時」と表示する場合でも窓１については一重窓で測定している（この点は、後記個別作業再

現時の測定や、これらの測定結果を前提にする受忍限度を超えるか否かの検討において同様である。）。

a　洋室１（地点Ａ）における騒音レベル

	L_5	L_{eq}
網戸時 （13:30:00～13:52:00）	51.6	48.5
一重窓時 （13:52:01～14:10:00）	36.1	33.0
二重窓時 （14:10:01～14:30:00）	35.2	30.7

b　洋室２（地点Ｂ）における騒音レベル

	L_5	L_{eq}
網戸時 （13:30:00～13:52:00）	52.2	49.5
一重窓時 （13:52:01～14:10:00）	37.9	35.6
二重窓時 （14:14:01～14:30:00）	30.2	27.0

c　申請人宅側の敷地境界（地点Ｃ）における騒音レベル

	L_5	L_{eq}
（13:30:00～13:52:00）	60.9	58.0
（13:52:01～14:10:00）	60.7	58.1
（14:10:01～14:30:00）	60.3	57.1

（イ）　個別作業再現時の測定

測定データに基づき、明らかな暗騒音を除外した上で、各作業、測定

地点ごとの測定値の９０パーセントレンジの上端の数値（Ｌ５）及び等価騒音レベル（Ｌｅｑ）を算出した結果（単位はdB。以下同じ。）は次のとおりである。

a　作業１

	L_5	L_{eq}
地点A（洋室1・二重窓）	33.6	30.4
地点C（申請人宅の敷地境界）	59.7	56.7
地点D（工場内の敷地境界）	63.2	60.2

b　作業２

	L_5	L_{eq}
地点A（洋室1・二重窓）	40.7	35.1
地点C（申請人宅の敷地境界）	69.9	64.1
地点D（工場内の敷地境界）	73.1	67.9

c　作業３－１

	L_5	L_{eq}
地点A（洋室1・二重窓）	33.1	29.0
地点C（申請人宅の敷地境界）	60.8	56.5

地点Ｄ （工場内の敷地境界）	64.9	62.5

ｄ　作業３－２

	L_5	L_{eq}
地点Ａ （洋室１・二重窓）	31.2	28.7
地点Ｃ （申請人宅の敷地境界）	60.9	57.9
地点Ｄ （工場内の敷地境界）	64.4	62.2

ｅ　作業４

	L_5	L_{eq}
地点Ａ （洋室１・二重窓）	32.6	29.5
地点Ｃ （申請人宅の敷地境界）	60.1	57.5
地点Ｄ （工場内の敷地境界）	64.4	61.2

ｆ　作業５

	L_5	L_{eq}
地点Ａ （洋室１・二重窓）	31.4	28.9
地点Ｃ （申請人宅の敷地境界）	58.0	56.1
地点Ｄ	62.3	59.8

（工場内の敷地境界）		

２　生コンプラント工場及び資材置場からの騒音が一般社会生活上受忍すべき程度を超える違法なものであるかについて

⑴ 受忍限度について

生コンプラント工場及び資材置場からの騒音が違法なものとして、申請人が被ったと主張する損害について不法行為による損害賠償責任が成立するためには、侵害行為の態様と程度、地域環境、被侵害利益の性質と内容、被申請人が既に騒音低減のために行った措置の内容と効果等の諸般の事情を総合的に考慮した上で、申請人が生コンプラント工場及び資材置場からの騒音によって一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っているといえる必要がある。

⑵ 侵害行為の態様と程度及び地域環境

ア　申請人宅並びに生コンプラント工場及び資材置場のうち申請人宅に最も近い地点を含む部分が所在する第一種住居地域としての地域環境に適用される騒音規制法及び松戸市公害防止条例に基づく規制基準並びに環境基本法に基づく環境基準は、前提事実⑸のとおりである。

イ　まず、騒音規制法及び松戸市公害防止条例に基づく規制基準に照らした評価を検討する。基準への適合を判断するには、生コンプラント工場及び資材置場における作業１から６までに伴い発生する音が、その性質上、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合に該当することから、資材置場の敷地境界の測定地点における測定値の９０パーセントレンジの上端の数値（Ｌ５）で評価することが相当である。

事務局測定の結果によれば、「通常操業時」における申請人宅敷地境界の騒音レベル（Ｌ５）は、６０．３dB～６０．９dBである。認定事実⑴エからすると、被申請人工場は早くて午前７時から稼働し、午後６時頃までに稼働を終えると認められるところ、上記の騒音レベルは、これに対応する

時間帯の規制基準（朝（午前６時から午前８時まで）５０dB、昼（午前８時から午後７時まで）５５dB）をいずれも上回る。資材置場の敷地境界は申請人宅の敷地境界よりも音源に近いから、資材置場の敷地境界における騒音レベル（Ｌ５）も、上記の規制基準をいずれも上回ると認められる。

「個別作業再現時」における資材置場の敷地境界の騒音レベル（Ｌ５）は、作業１が６３．２dB、作業２が７３．１dB、作業３－１が６４．９dB、作業３－２が６４．４dB、作業４が６４．４dB、作業５が６２．３dBであり、いずれも上記の規制基準を上回る。

ウ　次に、環境基本法に基づく環境基準に照らした評価を検討する。

事務局測定の結果によれば、「通常操業時」における申請人宅洋室１の騒音レベル（Ｌｅｑ）は、網戸時が４８．５dB、一重窓時が３３．０dB、二重窓時が３０．７dBであり、洋室２の騒音レベル（Ｌｅｑ）は、網戸時が４９．５dB、一重窓時が３５．６dB、二重窓時が２７．０dBである。「個別作業再現時」における申請人宅洋室１の騒音レベル（Ｌｅｑ）は、二重窓時で、作業１が３０．４dB、作業２が３５．１dB、作業３－１が２９．０dB、作業３－２が２８．７dB、作業４が２９．５dB、作業５が２８．９dBである。これらの騒音レベルは、いずれも、被申請人工場の稼働時間に対応する時間帯の環境基準（昼間（午前６時から午後１０時まで）５５dB以下）を十分に下回る。

エ　また、上記の騒音レベルを会話影響についての屋内指針（昼間（午前６時から午後１０時まで）４５dB以下）に照らして評価すると、「通常操業時」における騒音レベル（Ｌｅｑ）は、申請人宅洋室１及び２のいずれにおいても、網戸時（窓開け時）は指針を上回るが、一重窓時及び二重窓時は指針を十分に下回る。「個別作業再現時」における騒音レベル（Ｌｅｑ）も、申請人宅洋室１において二重窓の状態であったことから、全て指針を十分に下回る。

⑶ 対象期間（令和２年１０月から令和４年９月まで）の状況

ア　松戸市測定について

松戸市が令和３年５月１１日から同月１４日まで行った測定によれば、申請人宅の敷地境界の１時間単位での騒音レベル（Ｌ５）の最大値は６９．８dB、最小値は５８．４dB、平均値は６８dBである。これに対し、事務局測定によれば、「通常操業時」における申請人宅の敷地境界の騒音レベル（Ｌ５）は、６０．３～６０．９dB、「個別作業再現時」における申請人宅の敷地境界の騒音レベル（Ｌ５）は、作業１が５９．７dB、作業２が６９．９dB、作業３－１が６０．８dB、作業３－２が６０．９dB、作業４が６０．１dB、作業５が５８．０dBである。両者を比較すると、最小値と最大値の幅は同様であるものの、松戸市測定の平均値は、作業２を除いて事務局測定の測定値を上回る結果となっているから、対象期間の騒音レベルが事務局測定時の騒音レベルを上回っていた可能性は否定できない。

もっとも、松戸市測定の結果を前提としても、申請人宅の窓の遮音効果を考慮すると、申請人宅に到達する騒音レベル（Ｌｅｑ）は環境基準を上回る程度であったとは認められない。すなわち、一般的に屋外での騒音レベルと窓を開けた屋内での騒音レベル（Ｌｅｑ）の差はおおむね１０dBとされており（中央環境審議会騒音振動部会による平成１０年５月２２日付け「騒音の評価手法等の在り方について」と題する報告参照）、また、事務局測定によれば、洋室１における窓の開閉による騒音レベル（Ｌｅｑ）の差は、網戸時と一重窓時では１５．５dB、網戸時と二重窓時では１７．８dBと算出できる。これらの知見に基づき、松戸市測定における騒音レベル（Ｌ５）の平均値６８dBを前提として、申請人宅洋室１に到達する騒音レベル（Ｌ５）を推計すると、網戸時は５８dB、一重窓時は４２．５dB、二重窓時は４０．２dBとなる。さらに、等価騒音レベル（Ｌｅｑ）はこれよりも数dB小さくなると想定できるから、網戸時であったとしても、被申請人工場の

稼働時間に対応する時間帯の環境基準（昼間（午前６時から午後１０時まで）５５dB以下）を下回っていたと考えられる。また、この推計値を会話影響についての屋内指針値（昼間（午前６時から午後１０時まで）４５dB以下）に照らして評価すると、網戸時はこれを上回るが、一重窓時及び二重窓時においては、いずれもこれを下回っていたと考えられる。

イ　防音壁の設置及び洗車場の移設の影響について

前提事実⑹によれば、対象期間のうち、令和２年１０月から令和３年２月までは、資材置場の西側（申請人宅側）は、防音壁１及び２のうち、防音壁１のコンクリートの基礎部分のみが設置され、資材置場の洗車場は、移動前の位置に設置された状態であったところ、同月には、新たに防音壁１のコンクリートの基礎部分の上部にポリカーボネート板が設置され、令和４年５月には、防音壁２として新たに鋼板が設置されるとともに、資材置場の洗車場が現在の位置に移設されていることから、これらの騒音対策の効果についても検討する。まず、防音壁１は、音源及び受音点から一定の距離があること、資材置場の洗車場から申請人宅が見通せる状況であること、ポリカーボネートの材質等を総合すると、遮音効果は限定的である。防音壁２は、鋼板の材質はポリカーボネートより遮音が期待できるものの、申請人宅の洋室１との間に位置しておらず、洋室１との関係では遮音効果はほとんどないといえる。洗車場の移設については、申請人宅からみて、概算で約１．６倍音源が離れたと考えられることから、距離減衰の効果によって、２dB以下程度騒音レベルが下がる効果があったと考えられる。

ウ　まとめ

以上によれば、対象期間（令和２年１０月から令和４年９月まで）における騒音レベルの状況は、事務局測定の結果と大きく変化はなく、多く見積もっても２dB程度の差であったといえる。

⑷ 被侵害利益の性質と内容

申請人は、対象期間中に洋室１で在宅勤務をしていたが、第２の２⑴記載の騒音によって、仕事に集中できず、リモート会議の声が聞き取りづらいといった支障が生じるとともに、日常生活においても会話、電話及びテレビの音が聞き取りづらく、不快になるといった生活妨害を受けたと主張する。しかし、上記⑵及び⑶のとおり、対象期間における騒音レベルの状況は、事務局測定時と大きく変化はなく、申請人宅内に到達する騒音レベルが環境基準を上回る程度であったとは認められない。窓開け時（網戸時）の場合には、洋室１及び２で、会話影響についての屋内指針を超過していた可能性があるものの、窓を閉めれば指針を十分に下回るレベルであり、申請人が主張する日常生活上の支障が大きいものであるとはいえない。この点については、申請人も、１時間に５～１０分程度の換気が推奨されていて窓を閉め切っての生活は健康面からも相当ではないと主張するにすぎず、リモート会議や日常生活において、常に窓を開けて網戸の状態にしているとは主張していないことからも明らかである。

なお、申請人は、作業１及び４のうちミキサー車の空ぶかし音、作業５の洗車場のコンクリートをこすりながら残置物をすくい上げる音及び作業６の音について測定がされていないことを指摘する。

上記のうち作業１、４及び５については、松戸市測定が、令和３年５月１１日午後０時から同月１４日午後０時までの期間で行われ、ミキサー車や重機の操作時に発生した騒音時間を抽出した分析がされていることからすると、申請人が指摘する各音は、この分析に含まれていると考えられるから、上記の結論を左右しない。作業６については、ミキサー車の年１回の清掃作業は、他の作業より音が大きい可能性はあるものの、工場の操業に必要な作業であって、１台ごとに年１回の頻度で行うものであり、現在、作業場所を申請人宅から離れた位置に移動する対策を講じていることも踏まえれば、この音を理由に日常生活上の支障が大きいとまでは認められず、結論を左右し

ない。

⑸ まとめ

以上の⑴から⑷までの検討によると、生コンプラント工場及び資材置場から申請人宅に到達する騒音は、敷地境界においては騒音規制法に基づく規制基準を超過する大きさであり、松戸市による改善勧告や改善命令の対象となり得る数値であって、被申請人においてこれを改善する努力が求められる。

しかし、申請人が主張する被侵害利益との関係では、申請人に日常生活上大きな支障を生じさせるレベルには至っていないというほかなく、申請人が主張する対象期間（令和２年１０月から令和４年９月まで）についても、これと異なるところは認められない。また、被申請人は、低騒音型の重機の購入、防音壁の設置、洗車場の移設等の騒音低減のための措置を講じており、一定の努力はしている上、僅かではあるものの一定の効果はあったものと解される。

以上の点や本件に至る事実経過を総合考慮すると、生コンプラント工場及び資材置場から申請人宅に到達する騒音は、一般社会生活上受忍すべき程度を超える違法なものとは認められず、被申請人について不法行為の成立は認められない。

第４　結論

以上によれば、本件裁定申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和７年３月１１日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長　都　築　政　則

裁定委員　　　　北　　　　窓　　　　隆　　　　子

裁定委員野中智子は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長　　　都　　　　築　　　　政　　　　則

※裁定文中の別紙は省略